

# 一 報 一

# あかいかいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課広報係 No.110号

## 町の人口

(11月1日現在)

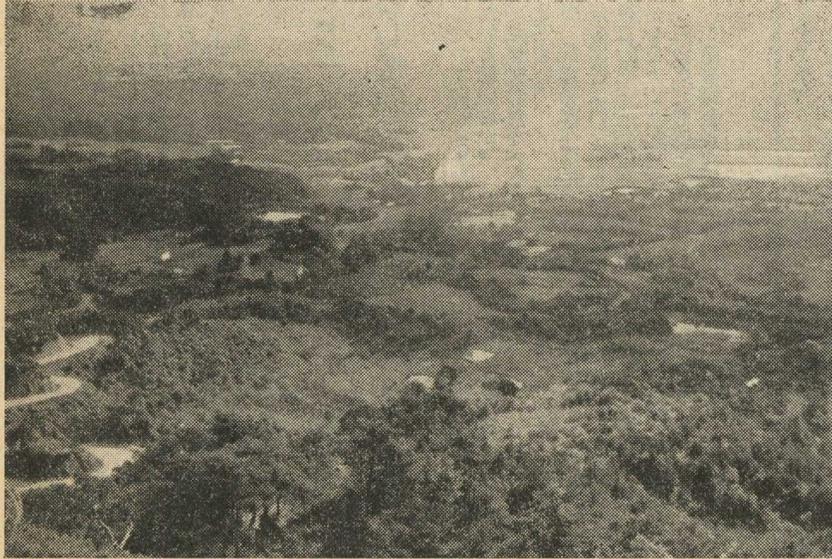
総人口	9,075人
男子	4,232人
女子	4,843人
世帯数	2,613世帯

### 毎月第3日曜日は 家庭の日です

この日は一家団らんで家族揃って家庭でくつろぎ、青少年の考えや、悩みを聞いて、明るい、家庭をつくり子ども達が健康で明るく育つようにつとめましょう。

### 毎月第1日曜日は 交通安全の日です

交通安全は、家族による話し合いが大切です。日頃から交通安全についての知識を習慣づけることが大切です。



赤池町全景

豊かな  
住みよい  
楽しい郷土づくり

福智山より

## みんなで考えよう

### 赤池町の将来を

#### ◎ 赤池町総合計画策定に着手

いま赤池町は総合計画の策定にとりかかっております。町のマスタープランづくりはかねてからの懸案でありましたが諸種の事情のため実現に至らず、石炭産業にささえられて来た本町も炭坑閉山等により町財政を計画的かつ、効率的に推進しなければならぬ。転かんに期に立ち町民一体となって赤池町の将来計画を考えなければなりません。

#### 計画策定の必要性

今日市町村が解決を迫られている問題は新聞、テレビ等ですでに御承知のとおり第一に最近における急速な高度成長のヒズミ(過疎)をどのようにして是正克服し地域の振興を促していくか、いま一つは行政水準の高度化の要請に対処するためどのようにして行政の合理化、近代化を図って町民福祉を増進していくかということでもあります。これらの問題は限られた町財源の中で単なる思いつきや場当りの行政によって解決できるものではなく長期的な視野に立って、町行政を計画的に推進しなければなりません。そのためには町総合計画の

樹立が是非必要とされるものであります。

勿論この計画の効果については疑問視する向もあると思いますが、それは客観条件が町と無関係に変動し又、財源的に国、県に依存する場合が多く町は社会的経済的に完結性がないからであります。

しかし、これら計画策定と実現上の留意点ないし隘路であり計画の必要性を否定するものでありません。

#### 計画策定に対する姿勢

#### 総合計画の策定は

このような点から

一、お互いが満足する生活を営むために、どんなことをしなければならぬか。

二、激動する社会経済情勢の中で今後赤池町がどのような町として発展していくかそのためにはどのような方策が必要か、など長期的展望に立って国や県又は近隣市町村との関連や社会経済の発展等とにらみ合せて、町政推進の基本となる「計画づくり」を、行なうものであります。(二面へ)

### みんなてつくる

#### 総合計画

このようなことから総合計画は町民のみならずと町機関とが一体となつてつくられた「町民全体」のものでなければなりません。

そこで今後作業を進めるにあたっては、皆さん方の御理

解と御協力を特にお願ひする次第であります。

そうしてみんなの計画として豊かな、住みよい、楽しい郷土づくりを積極的に推進していきたいと思ひます。

この作業は役場の各課全体で分担折し総務課企画同和係にて担当することになっております。

### 急ピッチで進む

#### 下田川(金田)消防分署

この分署は、鉄筋コンクリート造り(二七四平方メートル)のモダンな建物です。

新しい分署には、無線付のタンク車と救急車をそれぞれ配置し、とりあえず署員十二名(甲班、乙班六名づつ)でスタートしますが、今までの非常備(消防団)の消防に比べて常備(消防分署)が開始される消防力の強化に向けて、力強い出発をしたことになり

ます。

上、下両分署の開始によって消防車が七台、救急車が三台となり、また火事と救急活動を知らせる非常電話(一一九番)も消防本部に集中化されました。

自動式でない電話では「火事」「救急事故」と呼んで下さい。



田川地区消防組合の人員、機械の整備は、昭和四十五年度から三九年計画で充実する

ことになっております。

本年はその第一年度で今回開設された分署も、年度中途の業務開始のために配置人員も訓練計画のため、予定数を下まわっておりませんが、来年四月一日には、計画どおり十七名が配置されて十分な消防活動ができることになり、希望しております。

火災専用電話も一本化される(一斉指令装置完成)

火事と救急事故のとき、早く通報ができるように、各市町村の火災専用電話、一一九番を消防署の指令台に入れました。

通報すればすぐ消防署がきますので、つぎの要領で知らせして下さい。

一、場所  
例(町・丁目)  
二、目標  
例(学校付近)  
三、状況  
例(火事、救急)

### あなたの「町づくり」へ 御意見をお待ちしています



町では、この計画づくりのもとして、あなたの町政に對する要望や赤池町の将来像

について御意見を、うかがいたいと思ひます。

お氣付の点をどしどしお寄せ下さい。

※ 御意見御要望について直接の回答はいたしかねますが後日計画完成の段階で計画概要を公表いたします。

御意見、御要望は  
総務課企画同和係へ

この分署は、鉄筋コンクリート造り(二七四平方メートル)のモダンな建物です。

新しい分署には、無線付のタンク車と救急車をそれぞれ配置し、とりあえず署員十二名(甲班、乙班六名づつ)でスタートしますが、今までの非常備(消防団)の消防に比べて常備(消防分署)が開始される消防力の強化に向けて、力強い出発をしたことになり

ます。

上、下両分署の開始によって消防車が七台、救急車が三台となり、また火事と救急活動を知らせる非常電話(一一九番)も消防本部に集中化されました。

自動式でない電話では「火事」「救急事故」と呼んで下さい。

### 加入されましたか? 町民交通傷害保険

交通事故の補償は市民の総力で「町民みなさん」の力で「町民交通傷害保険」が誕生しました。一九月四十円の掛け金で、最高五十万円を補償するもので、ただいま加入者の受け付けを行なっています。ご家族ぐるみの加入で交通事故に備えましょう。

加入資格は……赤池町内に住んでいる人、または赤池町内に通勤・通学している人。

お申し込みは……赤池町役場総務課で受け付けています。

保険金が支払われるのは……自動車、モーターバイク、自転車、荷車などに乗っていて衝突したり、つい落、てん覆したりした事故、また、歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故です。

支払われる保険金は……亡くなられたとき五十万円。ケガをして治療期間が六カ月以上上るときは六万円、五カ月以上六カ月未満のときは五万円、四カ月以上五カ月未満のときは四万円、三カ月以上四カ月

未満のときは三万円、二カ月以上三カ月未満のときは二万円、一カ月以上二カ月未満のときは一万円、一週間以上一カ月未満のときは、五千元一週間以内は二千元。

事故にあったとき……役場総務課で請求の続きをしてください。なお、交通事故証明書と医師の診断書が必要ですから、事故にあわれたら軽いけがでも必ず警察へ事故の届けをしてください。

◇今受付中の保険は「昭和四十六年七月三十一日」まで有効ですので、忘れずに契約継続の続きを、ませしよ。

◇無免許運転などによる事故のばあいは保険金の支払いはできません。

※ 新分署の開設により出動区域は、つぎのように変わりました。

本署	田川市 香春町 糸田町
川崎分署	川崎町 添田町 赤村
金田分署	金田町 赤池町 方城町

(注) 相互に応援はします。

### 救急車に新しい

#### ピーポーサイレン

十二月の分署開庁と同時に田川地区消防組合の本署および、分署の救急車のサイレンが電子方式による新しい音色(ピーポー音)のサイレンにかわります。

これは今までの音をできるだけ切りかわらなくしようと、切りかわるものですが、サイレン音が変わるのは救急車だけで、消防車はその

いまや研究が行なわれていましが、七月一日より二年間全面的に切りかえすることに決定したものです。

なお、救急車は次の範囲で出動します。

一、災害による事故の傷病者

二、集団事故及び交通事故

三、一般事故(病院等に運ぶ適当な手段がない場合)

車を運転される方はピーポー音が聞えたら今までのように道を譲ってください。